

飯能市建築工事における週休2日制モデル工事試行要領

(令和7年2月5日決裁)

1 趣旨

この要領は、建設業界における働き方改革を推進し、将来にわたる建設工事の担い手の育成及び確保をするための取組として、本市が発注する建設工事(建築工事に係るものに限る。以下「工事」という。)において「週休2日制モデル工事」(以下「モデル工事」という。)を試行的に発注するために必要な事項を定めるものとする。

2 モデル工事の種類

- (1) モデル工事の種類は、モデル工事(現場閉所型)及びモデル工事(交替制)とする。
- (2) モデル工事は、モデル工事(現場閉所型)での発注を原則とし、現場閉所(現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。以下同じ。)又は現場休息(分離発注工事の場合に、各発注工事単位で現場事務所での作業を含めて1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。以下同じ。)が困難な工事については、モデル工事(交替制)での発注とする。ただし、モデル工事(交替制)で発注した場合において、受注者が希望するときは、現場着手前に協議の上、モデル工事(現場閉所型)に変更することができる。

3 モデル工事(現場閉所型)

モデル工事(現場閉所型)は、対象期間において4週8休の現場閉所又は現場休息(以下「現場閉所等」という。)に取り組む工事とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 現場閉所等の方法は、次のとおりとする。

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休(現場閉所等の日数の割合が

28.5%（8日／28日）以上の現場閉所等を達成する。暦上の土曜日又は日曜日の現場閉所等では、現場閉所等の日数の割合が28.5%に満たない月は、対象期間内の土曜日又は日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行っている場合に4週8休以上の現場閉所等を達成しているものとみなす。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所等の日数の割合が28.5%（8日／28日））以上の現場閉所等を達成する。

- (2) モデル工事（現場閉所型）の対象期間（次号において「対象期間」という。）は、契約工期のうち、現場施工に着手する日から現場施工を完了する日までの期間とする。
- (3) 年末年始休暇の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ定める期間は、対象期間に含めない。
- (4) 現場閉所等の日は、原則として、日曜日及び土曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日又は祝日を休日とすることもできる。

4 モデル工事（交替制）

モデル工事（交替制）は、対象期間において工事に係る元請企業又は施工体制台帳に記載の下請企業（工事の請負契約に係るものに限る。）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人（従事期間が1週間未満の者を除く。以下「対象者」という。）が交替しながら4週8休の休日の確保に取り組む工事とし、内容は次のとおりとする。

- (1) 休日の確保の取り組みは、次のとおりとする。

ア 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（対象者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%（8日／28日）以上を達成する。

イ 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（平均休日率が28.5%（8日／28日）

以上を達成する。

- (2) モデル工事（交替制）の対象期間（次号において「対象期間」という。）は、対象者が工事に従事する期間とし、元請企業の対象者にあつては現場施工に着手する日から現場施工を完了する日まで、下請企業にあつては施工体制台帳に記載の工期を原則とする。
- (3) 年末年始休暇の6日間、夏季休暇の3日間、工場製作のみの期間、工事一時中止期間及び発注者があらかじめ定める期間は、対象期間に含めない。
- (4) 休日には、降雨、降雪等による予定外の休日についても含めることができるものとする。

5 対象工事

モデル工事は、工事の種類、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 竣工時期や現場条件に制約が大きい工事
- (2) 緊急を要する工事
- (3) 工場製作が主となる工事
- (4) 単価契約方式による工事
- (5) 契約工期のうち、現場施工に着手する日から現場施工を完了する日までの期間が1月に満たない工事
- (6) その他週休2日の実施が困難な工事

6 工期の設定

発注者は、モデル工事の契約工期を設定するに当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な日数、不稼働日及び後片付けの期間に加え、週休2日の実施に係る受注者の事務処理期間として14日間を契約工期に加算して設定するものとする。

7 経費の補正

- (1) モデル工事（現場閉所型）の経費の補正については、次のとおりとする。

ア 発注者は、月単位の週休2日を達成することを前提に、工事費の積算において、次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める係数を乗じる補正を行い発注を行うものとする。

(7) 労務費 1.04

(4) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 令和6年3月22日付け国営積第13号国土交通大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知（以下「営繕積算企画調整室長通知」という。）で定める係数

イ 月単位の週休2日を達成することができなかった場合で、通期の週休2日を達成したときは、当初の積算金額と次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める係数を乗じる補正を行った積算金額との差額に相当する額を請負代金額から減額する変更契約を行う。

(7) 労務費 1.02

(4) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 営繕積算企画調整室長通知で定める係数

ウ 月単位の週休2日を達成することができなかった場合で、通期の週休2日を達成できなかったときは、工事費の積算において補正した金額に相当する額を請負代金額から減額する変更契約を行う。

(2) モデル工事（交替制）の経費の補正については、次のとおりとする。

ア 発注者は、月単位の週休2日を達成することを前提に、工事費の積算において、次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める係数を乗じる補正を行い発注を行うものとする。

(7) 労務費 1.04

(4) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 営繕積算企画調整室長通知で定める係数

イ 月単位の週休2日を達成することができなかった場合で、通期の週休2日を達成したときは、当初の積算金額と次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれに定める係数を乗じる補正を行った積算金額との差額に相当する額を請負代金額から減額する変更契約を行う。

(7) 労務費 1.02

(i) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格 営繕積算企画調整室長通知で定める係数

ウ 月単位の週休2日を達成することができなかつた場合で、通期の週休2日を達成できなかつたときは、工事費の積算において補正した金額に相当する額を請負代金額から減額する変更契約を行う。

8 実施届等

(1) モデル工事における4週8休の現場閉所等又は4週8休の休日の確保の取組(以下「週休2日の取組」という。)は、受注者の希望により行わないことができる。

(2) 受注者は、契約締結後速やかに、週休2日制モデル工事実施届(様式第1号)を発注者に提出するものとする。

9 看板等の設置

週休2日の取組を行う事業者(以下「受注者」という。)は、現場施工に着手する日までに、モデル工事である旨を示す看板等を公衆の見やすい場所に設置するものとする。

10 現場閉所等の実施方法

週休2日の取組は、次のとおり実施する。

(1) 現場着手前

受注者は、現場施工に着手する日までに現場閉所等を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出する。

(2) 現場施工期間中

ア モデル工事(現場閉所型)の場合

受注者は、現場閉所等を行う場合は、監督員に現場閉所等を行う旨の連絡を行う。

イ モデル工事(交替制)の場合

受注者は毎月末に当月分の「休日確保状況チェックリスト(様式第3号)」を監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示して休日確保の状況について監督員の確認を受ける。

(3) 現場施工完了後

ア 受注者は、現場施工を完了する日から3日以内に、モデル工事（現場閉所型）にあつては「現場閉所実績報告書（様式第2号）」を、モデル工事（交替制）にあつては最終の「休日確保状況チェックリスト（様式第3号）」及び「休日確保実績報告書(様式4号)」を提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の状況について発注者の確認を受ける。

イ 発注者は、現場閉所率又は平均休日率の状況に応じて、第7項の規定に基づき必要となる変更契約を行う。

1.1 工事成績評定

発注者は、モデル工事における週休2日の取組の実施の有無により、工事成績評定における加点又は減点の措置は行わないものとする。

1.2 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告又は通知をする工事から適用する。